

IX 環境に関する法令の遵守

事業活動に適用される環境関連法令等を遵守し、環境汚染の未然防止に努めています。

水道事業に適用される環境関連の主な法令等には、次のようなものがあります。

法令名と主な対象施設	内 容
エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法) 浄・給水場	千葉県水道局は、エネルギー管理者を選定し、定期的に定められた報告をしています。 第1種エネルギー管理指定工場：柏井浄水場、ちば野菊の里浄水場、木下取水場 第2種エネルギー管理指定工場：栗山浄水場、北総浄水場、高滝取水場、北船橋給水場、沼南給水場
地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法) 浄・給水場	温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。 水道局では省エネ法の報告書を併用して報告しています。
大気汚染防止法 浄水場	法令の対象となるばい煙発生施設(柏井浄水場の活性炭再生施設ボイラー)において、定期的に監視項目の測定を行い、適切な施設運転を行うことで、排出基準を遵守しています。
水質汚濁防止法 浄水場	法令の対象となる排水処理施設からの排水について、連続測定を実施し、法令の基準を遵守しています。
騒音規制法・振動規制法 施設設備センター	水道施設の建設工事における重機の使用による騒音や振動について、法令の基準を遵守するため、低公害型の重機を使用しています。
消防法 浄水場	地下タンク貯蔵所などに貯蔵する燃料や薬品について、必要な届出を出すとともに、資格者により適切に管理しています。
高圧ガス保安法 浄水場	大量の高圧ガス(塩素)を貯蔵するため、法令で求められる施設において適切に保管しています。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 浄水場	コンデンサー等の機器に使用されたPCB廃棄物について、必要な届け出をするともに、専用容器等により適切に保管しています。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 浄水場、水質センター 施設設備センター等	水道事業活動に伴う産業廃棄物は、マニフェスト(※1)で管理し適切に処理しています。浄水場発生汚泥、水質センターの試薬廃液、取水場の原水水質自動監視装置の廃液、施設の建築材料に使用された廃石綿などが該当します。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 水道事務所、施設設備センター	水道管の埋設工事などに伴う建設副産物(アスファルト塊や土砂)を再資源化するとともに、埋め戻し材として活用しています。
千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 水道事務所、施設設備センター	同条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車(乗用車を除く)は、県内全域での運行が禁止されています。 水道局では、水道管の工事に伴う建設発生土の輸送等でディーゼル車の使用がありますが、排ガス対策車を使用しています。
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 浄水場	フロン類が充填されている業務用の機器を廃棄等しようとする者は、知事の登録を受けた、第一種フロン回収業者にフロン類を引き渡さなければなりません。 水道局では、浄水場で使用する冷凍機等が該当し、適正な管理を行っています。
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 浄水場、給水場	クリーンエネルギーの促進を図るため、ちば野菊の里浄水場では太陽光発電を、妙典給水場と幕張給水場、北船橋給水場ではマイクロ水力発電(※2)を導入しています。

このほか、廃棄物処理及び清掃に関する条例など、事業所が所在する市町村の条例も水道事業に適用されるものがあります。

※1マニフェスト:産業廃棄物の種類、量などを記載する伝票。産業廃棄物の処理の責任は排出事業者にかかっています。廃棄物処理を業者に委託する際には、マニフェストを廃棄物とともに運搬業者、中間処理業者、最終処理業者…と順々に渡し、最後は排出事業者が回収することで、廃棄物の流れを管理し、不法投棄などを防ぐ仕組みになっています。

※2マイクロ水力発電:配水地に流入する水の水圧・水量のエネルギーを利用して発電機を回して電力を生む発電方式。(P15参照)